

写

吉総第 641 号
令和5年12月5日

吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会
委員長 佐藤 吾郎 様

吉備中央町長 山本 雅則



諮問書

吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例第2条の規定に基づき、貴委員会に対し、次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

令和5年10月に判明した、本町の円城浄水場における国の水質管理目標設定項目（PFOS・PFOA）の暫定目標値超過及び水質基準項目（塩素酸）の基準値超過に係る原因究明及び再発防止に関する次の事項及び委員会に置いて必要と認める事項

- （1）国の水質管理目標設定項目（PFOS・PFOA）の暫定目標値及び水質基準項目（塩素酸）の基準値に対する認識
- （2）令和5年10月に判明するまでの対応状況及びその適否の考察
- （3）令和2年11月以降、暫定目標値が超過した事実、並びに令和5年8月以降、基準値が超過した事実が見過ごされた原因（技術的、組織的、人的な観点）
- （4）令和5年10月に判明した後の対応状況及びその適否の考察
- （5）前各号で明らかになった事実及び考察に基づいた再発防止策の提言

2 諮問理由

本町円城浄水場における水道法で定める水質検査項目検査に加え、国の通知に基づく水質管理目標設定項目検査に係る過去2年（令和3年度及び4年度）実施した検査結果が、暫定目標値を超える数値が検出されていた。

また、令和2年度の検査結果においても、暫定目標値を超える数値が検出されていたにも関わらず所轄保健所へ報告を行っておらず、翌年度に行われた令和2年度水道統計調査においては、数値入力を誤って報告していた。

加えて、再発防止策として行った水道課以外の職員による過去の水質検査結果の点検では、基準値を超える塩素酸が検出されていたことが分かり、その対応がなされていない事実も判明した。

町では、このような不適正な事務処理が生じた事態を重く受け止め、その原因の究明と再発防止策を講じるため、町から独立した有識者等により構成し、第三者の視点から調査、検証を行っていただきたく諮問するものです。